

議案第 8 7 号

狭山市駅東西自由通路条例

条例別紙のとおり

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市駅東西自由通路の設置及び管理に関し条例を制定したいので、この案を提出するものである。

## 狭山市駅東西自由通路条例

### (設置)

第1条 歩行者の往来の利便を図るとともに、快適な都市環境の実現に資するため、狭山市駅東西自由通路（以下「自由通路」という。）を狭山市入間川1丁目1番1号に設置する。

### (区域)

第2条 自由通路の区域は、狭山市駅舎の鉄道事業者の施設以外の区域で通路（階段、エレベーター及びエスカレーターを含む。）その他附帯する施設部分とし、別図のとおりとする。

### (行為の禁止)

第3条 自由通路において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第6条第1項の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 自由通路の施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) ポスター、看板、旗その他これらに類するものを設置し、又は掲示すること。
- (3) 物品の販売、広告類の配布、募金、署名活動その他これらに類する行為をすること。
- (4) 演説、展示会、集会、酒宴その他これらに類する行為をすること。
- (5) 自転車等（鉄道を利用する場合に手回品とみなされるものを除く。）を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (6) 球戯、ローラースケートその他これらに類する行為をすること。
- (7) 寝泊りすること。
- (8) 喫煙（火の付いたたばこを持つ行為を含む。）をすること。
- (9) 危険物を持ち込むこと。
- (10) 火気類を使用すること。
- (11) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び鉄道を利用する場合に手回品とみなされるものを除く。）を持ち込むこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、歩行者の通行又は自由通路の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号の行為をしたと認められる者に対し、当該行為の中止その他必要な措置を命ずることができる。

### (損害賠償)

第4条 自由通路の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に、自由通路の施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、自由通路の損傷等によりその利用が危険であると認めるとき、又は管理上必要があるときは、その全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(ポスター等の掲示の許可)

第6条 自由通路において、市長が別に定める場所にポスターその他広告物を掲示しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、公共性及び公益性を妨げないもので、かつ、歩行者の通行に支障を及ぼさないと認めるときは、前項の許可をすることができる。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の条件の変更、停止及び許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は自由通路の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第6条第3項の規定による条件に違反したとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。

2 市長は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料の納付)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

( 使用料の還付 )

第 1 1 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

( 委任 )

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか、自由通路の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 3 年 1 月 1 日から施行する。

別表 ( 第 9 条関係 )

区 分	単 位	金 額
所定のショーケースを利用する場合	ショーケース 1 個につき 1 月	1 5 , 0 0 0 円
所定の位置につり下げる場合	つり下げ箇所 1 箇所当たりの掲示物の面積 1 平方メートルにつき 1 月	8 , 5 0 0 円

備考

- 1 ポスターその他広告物を掲示する場合で、使用期間に 1 月に満たない端数があるときは、その端数は 1 月として計算する。
- 2 ポスターその他広告物を掲示する場合で、掲示物の面積に 1 平方メートルに満たない端数がある場合は、その端数は 1 平方メートルとして計算する

別図

自由通路の区域は、 で囲まれた部分とする。

